

1箇月単位の変形労働時間制のシフト勤務に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 田附明夫は、国立大学法人茨城大学就業規則（以下「就業規則」という。）第28条第2項の規定に基づき、1箇月単位の変形労働時間制のシフト勤務に関し、次のとおり協定する。

（対象者及び勤務パターン）

第1条 大学が、変形労働時間制による勤務を命ずる対象者は、別表1左欄に掲げる所属の職員とし、労働日の勤務パターンは、別表1右欄に掲げるとおりとする。

（変形労働時間制となる期間）

第2条 大学が、変形労働時間制による勤務を命ずる期間は、別表2に掲げる第1期から第12期までの期間とし、それ以外の期間については、就業規則第25条に基づく勤務を命ずる。

（労働日及び勤務パターンの予告通知）

第3条 大学は、職員に対し、別表2に掲げる変形期間を単位として労働日及び労働日の勤務パターン（以下「シフト」という。）について、適用となる変形期間の7日前までに予告通知をするものとする。

（シフトの特定通知）

第4条 大学が、適用となる変形期間の5日前までにシフトの予告通知を変更をしない場合は予告通知をもってシフトの特定通知に代えるものとする。

（シフト特定通知後の変更）

第5条 職員は、シフトの特定通知後において、年次有給休暇の取得等によりシフト変更を希望するときは変更日前に申し出なければならない。

- 2 大学は、業務の正常な運営に支障が生じない限り、前項の申し出を承認するものとする。
- 3 大学は、変更されたシフトについて特定通知をするものとする。

（育児又は介護等をする者に対する配慮）

第6条 大学は、育児又は介護等をする職員の生活上の不利益に十分配慮し、シフトの計画を作成するものとする。

- 2 大学は、次の各号のいずれかに該当する者が請求したときは、業務の正常な運営に支障が生じる場合を除き、所定労働時間を超えない範囲で、あらかじめ割り振られた始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯変更を許可する。
 - (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員
 - (2) 児童福祉法に基づく学童保育施設に託児している小学生の送迎をする職員
 - (3) 要介護状態にある対象家族を介護する職員

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

平成27年3月 日

国立大学法人茨城大学長 三 村 信 男

農学部労働組合執行委員長 田 附 明 夫

別表 1

| 所属 | 勤務パターン：始業及び終業の時刻（休憩時間） |
|----------------|--|
| 学務係 専門員(学務) | A : 8:30~17:15 (12:00~13:00) B : 8:30~17:15 (11:30~12:30) C : 8:30~17:15 (12:30~13:30) D : 9:15~18:00 (12:30~13:30) |

別表 2

| 期 | 変形期間 | 労働日 | 期 | 変形期間 | 労働日 |
|---|--------------|-----|----|---------------|-----|
| 1 | 4月 1日～ 4月25日 | 17 | 7 | 9月13日～10月10日 | 17 |
| 2 | 4月26日～ 5月23日 | 16 | 8 | 10月11日～11月 7日 | 18 |
| 3 | 5月24日～ 6月20日 | 20 | 9 | 11月 8日～12月 5日 | 19 |
| 4 | 6月21日～ 7月18日 | 20 | 10 | 12月 6日～ 1月 2日 | 15 |
| 5 | 7月19日～ 8月15日 | 19 | 11 | 1月 3日～ 1月30日 | 19 |
| 6 | 8月16日～ 9月12日 | 20 | 12 | 1月31日～ 2月27日 | 19 |